

蕨市開発許可申請書等の作成要領

平成 18 年 4 月 1 日

1 開発行為許可申請書（都市計画法施行規則別記様式第二）

開発行為の許可を受ける場合は、「開発行為許可申請書」2部に次の図書を添えて蕨市に提出するものとする。

（添付書類）

書類の名称	説明	関係条文	備考
1 委任状	申請手続き等を代理者が行う場合に添付する。	市規則第2条2項5号	
2 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属について協議を行った書類	法第30条第2項 法第32条第2項	
3 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書	法第30条第2項 法第32条第1項	
4 設計説明書		省令第16条第2項 市規則第2条1項1号、 第4条2項	自己居住用は不要
5 土地登記簿謄本	申請時以前6ヶ月以内のもの	市規則第2条2項5号	
6 土地・工作物の権利者の同意書	所有権、抵当権、賃借権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有するものの同意書（法人の場合は登記事項証明書（資格証明書）も添付する。）	法第33条第1項第14号 省令第17条第1項第3号	
7 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書	6の書類に押印した印の印鑑証明書 同意書作成時のもの	法第33条第1項第14号 省令第17条第1項第3号 市規則第2条2項2号	
8 資金証明書 （残高証明書） （融資証明書）	収支計画、年度別資金計画書 自己資金で事業を行う場合 融資を受けて事業を行う場合	省令第16条第5項	*1
9 申請者の業務経歴書	申請者が法人の場合は法人登記簿を添付する。	法第33条第1項第12号 市規則第2条2項3号	*1
10 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	法第33条第1項第12号 市規則第2条2項3号	*1
11 工事施工者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書		法第33条第1項第13号 市規則第2条2項4号	*1
12 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し（開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合）	法第31条 省令第17条第1項第4号 市規則第2条1項2号	
13 その他市長が必要と認める書類		市規則第2条2項5号	

*1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要なし。

(添付図面)

図面の名称	縮尺	明示する事項	関係条文	備考
1 開発区域位置図	10,000 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置 (朱書)	省令第 17 条第 1 項第 1 号	都市計画図に 記入
2 開発区域区域図	2,500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域 (朱書)	省令第 17 条第 1 項第 2 号	
3 公図の写し	600 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域 (朱書)	市規則第 2 条 2 項 1 号	
4 現況図	2,500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界 (朱書) ④標高差 2 m の等高線及び B M の 位置と高さ ⑤施行区域内及び施行地区の 20 m 程度の公共施設の状況 ⑥令第 28 条の 2 第 1 号に規定す る樹木又は樹木の集団の状況 ⑦同条第 2 号に規定する切土又は 盛土を行う部分の表土の状況	省令第 16 条第 4 項	⑤⑥は、開発区 域の規模が 1 へ クター以上 の場合に記載
5 土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界 (朱書) ④公共施設の位置及び形状 ⑤予定建築物等の敷地の形状 ⑥予定建築物等の用途 ⑦公益的施設の位置 ⑧樹木又は樹木の集団の位置 ⑨緩衝帯の位置及び形状 ⑩道路・排水施設の縦断測点	省令第 16 条第 4 項	土地の利用種 別ごとに色分
6 求積図	500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺	市規則第 2 条 2 項 5 号	座標法又は三 斜法
7 造成計画平面図	1,000 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界 (朱書) ④切土又は盛土をする土地の部分 ⑤がけの位置 ⑥擁壁の位置 ⑦道路の位置、形状、幅員及び勾 配 ⑧ B M の位置及び高さ ⑨縦横断面線の位置及び符号並び に交点の計画高 ⑩道路・排水施設の縦断測点	省令第 16 条第 4 項	切土は黄色、盛 土は茶色で着 色
8 造成計画断面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③切土又は盛土をする前後の地盤 面 ④縦横断面線の符号と測点番号 ⑤法面勾配 ⑥擁壁等の工作物	省令第 16 条第 4 項	切土は黄色、盛 土は茶色で着 色

9 排水施設計画 平面図	500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③排水区域の区域界 ④排水施設の位置、形状、内のり 寸法（管径）勾配、水の流れの方 向、吐口の位置及び放流先の名称	省令第 16 条第 4 項	
10 給水施設計画平 面図	500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③給水施設の位置、形状、内のり 寸法（管径）及び取水方法 ④消火栓の位置	省令第 16 条第 4 項	自己居住用の 開発行為は不 要
11 がけの断面図	50 分の 1 以 上	①縮尺 ②がけの高さ、勾配 ③土質（土質の種類が 2 以上であ る場合はそれぞれの土質及びその 地層の厚さ） ④切土又は盛土をする前の地盤面 ⑤がけ面保護の方法	省令第 16 条第 4 項	
12 擁壁の断面図	50 分の 1 以 上	①縮尺 ②擁壁の寸法及び勾配 ③擁壁の材料の種類及び寸法 ④裏込コンクリートの寸法 ⑤透水層の位置及び寸法 ⑥擁壁を設置する前後の地盤面 ⑦基礎地盤の土質 ⑧基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ⑨伸縮目地の位置及び構造 ⑩水抜孔の位置及び内径寸法	省令第 16 条第 4 項	
(計算書)		①擁壁の構造計算 ②地耐力の根拠（ボーリングデー タ等）		
13 道路横断面図	50 分の 1 以 上	①縮尺 ②路盤・基層・表層の構成 ③道路側溝の位置、形状及び寸法 ④埋設管の位置、形状及び寸法	市規則第 2 条 2 項 5 号	
14 排水施設 構造図	50 分の 1 以 上	①縮尺 ②雨水及び汚水流量計算 ③排水施設構造詳細図（開渠、暗 渠、落差工、人孔、雨水柵、吐口 等）	市規則第 2 条 2 項 5 号	
15 道路・排水施設 の計画縦断面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	①縮尺 ②測点 ③単距離 ④追加距離 ⑤地盤高 ⑥計画高 ⑦勾配 ⑧DL(基準線) ⑨人孔の記号種類、位置、管径、 土被り、管底高	市規則第 2 条 2 項 5 号	測点距離は標 準として 20m

2 開発行為の変更許可申請（法第 35 条の 2、市規則様式第 6 号）

開発行為の変更許可申請は、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付するものとする。

3 開発行為の軽微な変更の届出（法第35条の2、市規則様式様式第7号）

開発行為の軽微な変更の届出は、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付するものとする。

4 開発行為に関する工事の中間検査依頼（市規則様式5号）
（添付図書）

図書の名称	縮尺	明示する事項	関係条文	備考
1 開発区域位置図	10,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置（朱書）	市規則第3条3項1号	都市計画図に記入
2 開発許可に係る土地利用計画図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域（朱書）	市規則第3条3項2号	
3 その他市長が必要と認める書類			市規則第3条3項3号	指定工程に関する図書

5 開発行為に関する工事完了の届出（法第36条第1項、省令第29条別記様式4・5）
（添付図書）

図書の名称	縮尺	明示する事項	関係条文	備考
1 公図写し	600分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置（朱書）	市規則第7条1項1号	
2 公共施設を表示した平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域（朱書）	市規則第7条1項2号	
3 工程の主要な部分を記録した写真			市規則第7条1項3号	
4 確定測量図	250分の1以上		市規則第7条1項4号	

6 公告前の建築等承認申請（法第37条第1号、市規則様式8号）
（添付図書）

図書の名称	縮尺	明示する事項	関係条文	備考
1 開発区域位置図	10,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置（朱書）	市規則第8条1項1号	都市計画図に記入
2 開発許可に係る土地利用計画図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域（朱書）	市規則第8条1項2号	
3 建築物又は特定工作物の配置図	100分の1以上		市規則第8条1項3号	
4 工程表			市規則第8条1項4号	

5 写 真			市規則第 8 条 1 項 4 号	
6 その他市長が必要と認める図書			市規則第 8 条 1 項 4 号	

7 地位の承継承認申請（法第 45 条、市規則様式 13 号）

添付書類

書類の名称	説 明	関係条文	備 考
1 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類		市規則第 10 条 1 項 1 号	
2 申請者の業務経歴書	自己居住用又は 1 ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	市規則第 10 条 1 項 2 号	
3 前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は 1 ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	市規則第 10 条 1 項 2 号	
4 その他市長が必要と認める書類		市規則第 10 条 1 項 3 号	

8 開発登録簿写しの交付請求（法第 47 条第 5 項）

開発登録簿の写しの交付の請求は、「開発登録簿写し交付申請書」（市規則第 12 条、様式第 15 号）を提出するものとする。

9 開発行為又は、建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求（省令第 60 条、市規則様式 16 号）

（添付書類）

書類の名称	説 明	関係条文	備 考
1 土地登記簿謄本	申請時以前 6 ヶ月以内のもの	市規則第 13 条	
2 その他市長が必要と認める書類	計画が都市計画法の規定に適合していることが確認できる書類 *	市規則第 13 条	

* 建築物等の種類によって必要な書類が異なる。

（添付図面）

図面の名称	縮尺	明示する事項	関係条文	備 考
1 開発区域位置図	10,000 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置（朱書）	市規則第 13 条	都市計画図に記入
2 公図の写し	600 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域（朱書）	市規則第 13 条	
3 求積図	500 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③面積計算表	市規則第 13 条	座標法又は数値三斜法

4 土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界（朱書） ④公共施設の位置及び形状 ⑤予定建築物等の敷地の形状 ⑥予定建築物等の用途	市規則第 13 条	土地の利用種 別ごとに色分
5 建築物の配置図	100 分の 1 以上	①方位 ②建築物等の位置	市規則第 13 条	
6 建築物の平面 図・立面図	100 分の 1 以上	①方位 ②建築面積 ③延床面積	市規則第 13 条	立面図は2面以 上
7 その他市長が必 要と認める図面			市規則第 13 条	